

龍谷大学図書館蔵『御成敗の式目』（貞永式目抄）天正十一年写本 翻刻（一）

広島大学日本語史研究会

ここに翻刻する龍谷大学図書館蔵「御成敗の式目」（貞永式目抄）（Oritsuyu）は、龍谷大学大宮図書館貴重書庫に蔵される、天正十一年（一五八三）の写本である。書名は、内題による。

本書には、左の奥書が有る。

于時天正十一年八月下の八日

正三位清原朝臣枝賢（入道仕て雪庵ノ道白（花押））

清原宣賢の孫・枝賢六十四歳の自筆本である。

枝賢は、天正九年四月に正三位に叙せられ、その直後に剃髪した。

法名、道白。雪庵は、号である。

本書は、第四条の「贓物」を「財物」に、第十八条の「忠孝」を「しかう（志孝）」とする。これは、武家の本文と異なる本文を提示し、「自家の家傳・秘説なるものを誇持しようとした」清原家の本文（植木直一郎『御成敗式目研究』（一九三〇年、岩波書店）四三九頁）である。また、第六条に「沙汰^{さた}しきたらん」（「沙汰來」）とあることも、清家本本文の特色（佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の

研究』（一九三八年、畝傍書房）二二―二六頁で指摘され、池内義資『御成敗式目の研究』（一九七三年、平楽寺書店）で補足・補強された）に一致する。

しかし、『御成敗式目』についての右の先行研究では、本書龍谷大学蔵枝賢筆本は、使用されていない。清原家諸本と本文が一致する本書の存在は、池内義資『式目註釈書について』（『史林』46（5）、一九六三年九月）849頁が指摘した。

本書は、『式目義解』と共に保管されている。本書『御成敗の式目』と『式目義解』とは、貴重資料画像データベース「龍谷蔵」で、全頁カラー写真を見ることが出来る。

その公開画像で知られるとおり、本書は、『御成敗式目』全文を訓読した漢字交じり仮名文であり、漢字の大部分に振り仮名が有る。本文には、仮名書きされた漢語も多い。清原家の訓点を付した漢文の『御成敗式目』、たとえば龍門文庫蔵『御成敗式目』大永四年（一五二四）刊本（目録番号357）・同室町末期刊本（目録番号358）等と本

書とを較べ読むことよって、天正十一年における漢語の読み、ならびに、清原家の和化漢文訓詁法を知ることができる。

現時点で画像公開されている『御成敗式目』では、高知県立高知城歴史博物館・山内文庫蔵文明二年（一四七〇）本奥書本（ヤ32・74・1。「新日本古典籍総合データベース」にて公開）、翻刻が公開されたものでは、「御成敗式目仮名抄」とされた天文二年（一五三三）写本（『中世法制史料集』第一巻 鎌倉幕府法（一九五五年、岩波書店）三七―五五頁）が本書に近い仮名書き本である。しかし、本書の方が仮名の割合が高く（この点は、「龍谷大学図書館蔵舟橋家旧蔵本の研究」（『龍谷大学仏教文化研究所紀要』32、一九九三年）で三浦俊介論文も指摘している）、振り仮名・濁点・句切り点も豊富であつて、日本語史資料としての価値が高い。

本書は、大取一馬ほか「龍谷大学図書館蔵舟橋家旧蔵本の研究」（『龍谷大学仏教文化研究所紀要』32・33、一九九三・一九九四年）で紹介されている。だが、全文の翻刻は未刊である。

そこで、日本語史研究会での輪読文献として選定し、読み進めてきた。本号には、巻頭第一条より第三十条（二十九丁）までを取める。続きは、次号に掲載予定である。

翻刻のご許可を頂いた龍谷大学図書館、および公開画像で不明な点について原本をご確認下さった同図書館・随念佳博氏に対し、心より御礼申しあげます。

（以上、佐々木 勇 記）

凡例

一、本翻刻は、龍谷大学図書館蔵『御成敗の式目』（貞永式目抄）(Q1-35L)を、原本の行取りで、現行の字体に改めたものである。仮名遣いも、原本のままとした。

一、促音・舌内入声音に使用される



は、「ツ」で示した。

一、濁点・句切り点・補入符・補入の文字は、原本では朱筆である。

一、虫損等で欠損した文字を残画から推読した場合は、「」に入れた。た。

一、その他、必要と思われる注も、「」に入れて当該箇所記した。詳しくは、公開画像を御覧いただきたい。

一、本翻刻は、久保博雅・松本佳子・小野若菜・景山藍・樫本由貴・土肥新一郎・小林晃大・山口倫香・石倉成人・塩崎夏美・竹下美緒・石田芽衣・岩田果穂里・黒木祐梨香・藤本愛捺・三宅あや・館林佑樹・藤井日羽・源倫太郎・佐々木 勇で作成した。

なお、本文入力作業は、松本佳子・樫本由貴・小林晃大・山口倫香・黒木祐梨香・館林佑樹・藤井日羽・佐々木 勇が行ない、佐々木が全体を確認・修正した。

翻刻

(表紙)

御成敗式目

(一才)

1 御成敗の式目

2 一 神社をしゆりし・祭祀を・專にすべき

3 事

4 右神は・人のうやまふによりて・威をまし・人は・

5 神のとくによりて・運をそふ・しかれば・すなはち・

6 恒例の・さいし・れうゐを致さず・如在のれいてん・

(二ウ)

1 たいまんせしむることなかれ・これによりて・

2 開東の御分の國と・ならびに・庄園に・

3 をいては・地頭・神主ら・をのく・其をもむき

4 を存じ・精誠を・いたすべきなり・兼又・うふ

5 のやしるに致ては・代との符に任せ・小破の

6 時・かつ修理をくわへ・もし大破に・をよび・子細を

(二才)

1 言上せば・其左右にしたかつて・その沙汰ある

2 べし

3 一 寺塔を修造し・佛事とうを・勤行

4 すべき事

5 右寺社ことなりと・いへども・崇敬これおなじ・

6 仍しゆぎうのこう・恒例のつとめ・よろしく・

(二ウ)

1 先條にじゆんして・後勤をまねくこと

2 なるべし・但ほしひまゝに・寺用を・むさぼり・

3 其役を・つとめざらむともがらに・をいては・はやく・

4 彼職を・かいゑさせしむべきなり

5 一 諸國の守護人・ふぎやうの事

6 右う大しやうけの御時・さだめ・おかるゝところは・

(三才)

1 大番・さいそく・謀叛・セツがいになん・つけたり・

2 夜討・がうたう・山ぞく・かいぞく・とうの事なり・

3 しかるを近年に至ては・代官を・くんがうに・

4 分補し・公事を・しやうほうに・あておほす・國

5 司にあらざして・國務を・さまだけ・地頭にあらざ

6 して・地利を・むさぼる・所行の・くわたて・はなはだ

(三ウ)

1 「二」ハ補入符ニヨル補入

もつて・無道なり・抑重代の御家人たりと

- 2 いふとも・當時たうしの・しよたいなくむばかりもよほすに
- 3 あたはざれ・かねては・又しよくの下司・庄官しやうくわん以下・その名な・職しやくを・御家人ごけにんに・かりて・國司くわしりやうけ
- 4 の下知ちを・たいかんすと・うんく・しかのごとき輩ともから
- 5 守護しゆご所役しよやくを・つとむべきよし・たとひ・のそみ

(四才)

- 1 申まをといふとも・一セツ・もよほしを・くわうへからず・
- 2 はやく大將たいしやう家の御時ごときの例れいに任まかせて・大番おほばん
- 3 役やく・ならびに・むほん・殺害せつがいのほか・しゆごの・また
- 4 を・ちやうじせしむべし・若わか・この式目しきめを・そむき・
- 5 じよの事を・あひまじへば・あるひは・國司くわし領家りやうけ
- 6 のせうにより・あるひは・地頭ぢとう・どみんの・しう

(四ウ)

- 1 うツについて・非法ひぽうのいたり・けんせんたらば・
- 2 所帯しよたいの職しやくを・あらためられ・おんびんの・とも
- 3 がらに・ふすべきなり・又代官だいにんに・至いたては・一人を・
- 4 さだむべきなり
- 5 四一 おなじき・守護しゆご人にん・ことよしを申まをさず・
- 6 さいくわのあとを・没収ぼつしゆする事

(五才)

- 1 右重犯ごぢゆうはんのともがら出來らん時は・すべからく
- 2 子細しよさいを申し・左右さうぶに・したがふべき・ところに・
- 3 實否じつなをけつせず・きやうぢやうを・たゞさず・

- 4 ほしいまゝに・ざいくわのあととせうじ・私わたくしに・
- 5 没収ぼつしゆせしむるでう・りふじんの・沙汰さたはなはだ
- 6 自由じゆふの・かんぼうなり・はやく・そのむねを・注ちゆう

(五ウ)

- 1 進まをし・よろしく・裁斷さいだんを・かうふらしむべし・
- 2 猶なほ以もち・いぼんせは・ざいくわに・しよせらるべし・次に・
- 3 犯科ぼんか人の・田島てんじま・ざいけ・ならびに・さいし・しざい
- 4 の事・重科ぢゆうかの輩ともからに・をひては・守護しゆご所に・めし
- 5 わたすといふとも・田宅でんたくさいし・さうぐに・至いたては・
- 6 つけわたすに・およばず・かねては・又どうるい的事じ・

(六才)

- 1 たとひ・白狀はくじやうに・のすといふとも・財物ざいぶつなくんは・さらにに・
- 2 沙汰さたの・かぎりにあらず
- 3 五一 諸國しよこくの地頭ぢとう・ねんぐ所當しよたうを・抑留よくりゆうせし
- 4 むる事
- 5 右年貢ねんぎんを・よくりうするよし・本所ほんじよの・せせう
- 6 あらば・すなはち・結解けつげをとけ・かんちやうをうくべし・

(六ウ)

- 1 犯用ぼんりゆうの条じょう・もしのがる、所なくんは・員数いんすうに任まかせて・これを・弁償べんじやうすべし・但少分たんせうぶんたらんに
- 2 をひては・早速さつそくに沙汰さたをいたすべし・過分くわぶん
- 3 至いたては・三か年中さんかねんちゆうに・弁済べんさいすべきなり・猶なほ
- 4 此式目ししきめを・そむき・なんしうせしめば・所職しよしやくを・
- 5

6 あらためらるべきなり

(七才)

1六一 國司りやうけの成敗・關東御口入に・

2 およばざる事

3 右國衛・庄園・神社・ふツシ・本所のしんしと

4 して・沙汰しきたらんに・をひては・今更御口

5 入に及す・若申むねありといふとも・あへて・じよ

6 ように・あたはざれ・次に本所の挙狀を・たい

(七ウ)

1 せず越訴をいたす事・諸國の庄園・ならひに・

2 神社仏事「マ」・本所の挙狀をもて・せせうを・ふべ

3 きところに・其じやうを・たいせずは・すでに・道理

4 を・そむくか・自今以後・せいばいにおよはず

5七一 右大將家以後・代々の將軍・ならひに・二位殿

6 御時・あてたぶ所の・所領とう・本主の・そ

(八才)

1 せうによりて・改補せらるゝや否の事

2 右あるひは・くんこうのしやうにつのり・あるひは・

3 くわんしの勞によりて・これを・拝領する事・

4 由緒なきにあらす・然を・先祖の本領とせう

5 じ・裁許を・かうふらんに・をいては・一人・たとひ・

6 喜悅の眉を・ひらくといふとも・はうばい・きためて・

(八ウ)

1 安堵の思ひを・成かたからむ歎・濫訴の輩・

2 ちやうじせらるべし・たゞし・當時の給人・

3 ざいくわあらん時・本主そのつゐでをまほりて・

4 訴訟を・くわたん事・禁制に・あたはざるか・次

5 に代々の御成敗をはりて後・申みたさんど・ぎ

6 する事・其理なきによりて・棄置せらるゝとも

(九才)

1 がら歲月をへて後・せせうを・くわたつるでう・

2 存知のむね・ざいくわからからず・自今以後・代々の

3 御成敗を・かへりみず・みだりに・面々の濫訴を

4 至さば・すべからく・不實の子細をもつて・所帯の

5 證文に・かきのせらるべし・

6八一 御下文を・たいすといへども・知行せしめず

(九ウ)

1 して・年序ふる所領の事

2 右當知行の後・二十箇年をすぎは・右大

3 將家の例に任せて・理非をろんぜず・改替に

4 あたはず・しかるを・知行のよしを申・御下文を

5 給るともがら・彼狀を・たいすといふとも・叙用

6 に・およばざれ

(十才)

1九一 謀叛人の事

2 右式目のをもむき・けん日に・ざ「マ」だめがたき

3 歎・かつは・先例に任せ・かつは・時の儀「マ」こに・よつて・

4 これを・行なはるべし

5十一 殺害・刃傷の・ざいくわの事

6 つけたり・父子のどどか・相互あひまたに・かけらるゝや・いなやの事

(十ウ)

1 右あるひは・當座たうざのじやうろんにより・あるひは・遊宴ゆうえんの酔狂すいきやうによつて・不慮ふりよの外・もし・

2 セツがいをおかさば・その身・死罪しざいに・おこなはれ・

3 ならびに・流罪りゆうざいに・しよせられ・所帯しよたいを・没収めつしゆせら

4 るといふとも・其父そのちち・その子そのこ・あひまはらずは・

5 たがひに・これを・かくべからず・次つぎにんじやうの・

(十一オ)

1 とがの事・おなじく・これに・しゆんずべし・次つぎ

2 あるひは子こ・あるひは孫そん・ふその・かたきを・セツがい

3 せんにをひては・父祖ふそたとひ・あひしらずと

4 いふとも・其罪そのつみに・しよせらるべし・父祖ふそのいき

5 どをりを・さんせんが・ために・たちまちに・宿ゆく

6 るを・とくるゆへなり・次に・その子そのこ・もしは・

(十一ウ)

1 人の・所職しよしやくを・うばはんと・ほつし・若もしは・人のざい

2 ほうを・とらんがために・殺害せつがを・くわたツといふ

3 とも・その父ちち・しらざるよし・在狀ざいじやう分明めいめいならは・

4 縁坐えんざに・しよすべからず

【一】よノ下ニ【二】ヲ補入符ニヨリ補入

5十一 夫おとこのざいくわによりて・妻女さいによの所領しよりやう・もツしゆ

6 せらるゝや・いなやの事

(十二ア)

1 右むほん・殺害せつが・ならびに・山賊さんぞく・かいぞく・夜

2 うち・がうだうとうの・ぢうくわに・をいては・夫おとこ

3 の・とがを・かくべきなり・但たゞたうぎの口論こうろんにより・

4 もし・刃傷にんがう・セツがいに・をよばゝ・これを・かくべからず

5十一 悪口あくぐちのとがの事

6 右とうぜツの・もとみ・悪口あくぐちよりおこる・それおもくは・

(十二ウ)

1 流罪りゆうざいにしよせられ・それからくは・召籠めしこめらるべき

2 なり・問注もんちゆの時・悪口あくぐちを・はかば・すなはち・論所ろんじよ

3 を・敵人てきじんに・つけらるべし・又またろんじよの事・其その

4 理りなくんは・他の所領しよりやうを・没収めつしゆせらるへし・若もし

5 所帯しよたいなくは・流罪りゆうざいに・しよすべきなり

6十三 一人をうツ・とがの事

(十三オ)

1 右ちやうちやくせらるゝともがら・そのほぢを・き

2 よめんがために・さだめて・がいしんを・あらはすか・

3 人を・うツとがはなはた・もて・かるからず・仍なほて

4 待まちに・をいては・所領しよりやうを・没収めつしゆせらるへし・郎らう

5 従したがいげに至いたては・其身そのみを・召禁めしきんせしむべき

6 なり

(十三ウ)

- 1 十四一 代官のざいくわ・主人に・かくるや否の事
- 2 右代官のともがら・殺害以下の・重科あらん
- 3 時・件の主人・その身を・めしんぜは・主人に・
- 4 とがをかくべからず・但代官を・たすけんがために・
- 5 とがなきよし・主人ちんし申さむところに・
- 6 實犯ろけんせば・主人其罪を・のかれがたし・

(十四オ)

- 1 よつて・所領を・もつしゆせらるべし・彼代官に
- 2 いたりては・めしきんぜらるべきなり・かねては又・
- 3 代官・あるひは・本所の・ねんぐを・抑留し・ある
- 4 ひは先例の・そつほうを・いはいぜば・代官の
- 5 所行たりといふとも・主人に・そのとがをかく
- 6 べきなり・しかのみならず・代官もしは・本所の・

(十四ウ)

- 1 訴詔により・若は訴人の解状に・ついて・
- 2 開東より・これをめされ・六波羅より・これを・
- 3 もよほされん時・參決を・とげす・猶張行せし
- 4 めば・おなしく・又主人の所帯を・めさるべし・
- 5 但・事のていに・したがつて・きやうぢうあるべき
- 6 歟

(十五オ)

- 1 十五一 謀書の罪科の事
- 2 右さぶらひにをいては・所領を・没収せら

〔一〕八補入符ニヨル補入

- 3 るべし・若所帯なくんば・遠流に・しよ
- 4 せらるべきなり・執筆の者は・又よど
- 5 ざい・つぎに・ろん人の・所帯の證文を・もつて
- 6 謀書たるよし・おほく・もつてこれを・せうず

(十五ウ)

- 1 披見の處に・もし謀書たらば尤・先條に
- 2 任て・其科あるべし・又文書の訛謬なくんば
- 3 謀略のともからにおほせて・神社佛事「マ」の
- 4 修理に・つけらるべし・但無力の輩・に至ては・
- 5 其身を・ついほうせらるべきなり
- 6 十六一 承久ひやうらんの時・没収の地の事

(十六オ)

- 1 右京方の合戦を致すよし・聞召をよぶに・
- 2 よつて・所帯を・没収せらるゝともがら・其過
- 3 なきよし・證據分明ならば・そのかはりを・當給
- 4 人に・あてたび本主に返したるべきなり・
- 5 これすなはち・當給人にをひては・くんこう奉
- 6 公あるがゆへなり・次開東御恩のともがらの

(十六ウ)

- 1 中に・京がたの合戦に・まじはる事・罪科殊
- 2 おもし・よつて・すなはち・其身をちうせられ・所

- 3 帯を・没収せられ・をはんぬ・しかるを・自然の・
- 4 うんに・よつて・のがれ来るやから・近年聞召
- 5 及ば、ことすでに・違期のうへ・尤・くわんゆうの
- 6 儀に就て・所領の内を・さいて・五分一を・没収

(十七才)

- 1 せらるべし・但・御家人の外・げししやうぐわん
- 2 の輩 京方の咎・たとひ・露頭すといふとも・
- 3 今更・あらため沙汰に・あなたは・ざるよし・去年
- 4 議定せられ・をはりぬ・ていれば・ゐぎに・およば
- 5 ず・つぎに・おなじき・没収の地を・もつて・
- 6 本領主とせうじ・うたへ申こと・當知行の

(十七才)

- 1 人そのとがあるによつて・これをもツしゆし・
- 2 勲功のともがらにあてたび畢・しかるを・
- 3 かの時の知行のものは・非分の領主なり・
- 4 相傳の道理に任て・これを・返し給はるべき
- 5 よし・訴申たぐひおほく・其聞あり・すでに
- 6 彼時の知行について・あまねく・没収せられ

(十八才)

- 1 畢・なんぞ・當時の領主をさしをいて・
- 2 往代の由緒を・たづぬべきや・自今以後
- 3 らんまうを・ちやうじすべし
- 4 七十一 同 時の合戦のさいくわ・父子各別の事
- 5 右父は・京方にまじはるといへども・その子

- 6 關東にこうし・子は京方にまじはるといへども・

(十八才)

- 1 其父關東にこうするともがら・賞罰すでに
- 2 ことなり・罪科なんそ・ひとしからん・又西國
- 3 の住人等・ちゝたりといふとも・子たりと
- 4 いふとも・一人京方にまいらば・住國の父
- 5 其咎を・のかるべからず・同道せずといへども・
- 6 同心せしむるに依てなり・たゞし・行程さかひ

(十九才)

- 1 はるかに音信・どうじがたく・ともに・子細をしら
- 2 ずは・たかひに・さいくわに・しよせられがたき歎
- 3 十一 所領を・女子に譲与て後・不和儀ある
- 4 によつて・其親・くいかへすや否の事
- 5 右男女のかう・ことなりといへども・父母の
- 6 恩これおなじ・法家のともがら申むね

(十九才)

- 1 ありといへども・女子はすなはち・悔返さざる
- 2 文をたのんで・不孝のさいこうをはゝかるべから
- 3 ず・父母は又・てきたいのろんに・およばんことを・
- 4 さつして・所領を・女子に・ゆつるべからざる歎・
- 5 親子ぎせつのおこりなり・すでに・教令
- 6 いぼんの基なり・女子もし・向背の儀あらは・

(二十才)

- 1 父母よろしく・しんだいして・心に任べし・

- 2 これによつて・女子は・讓狀を・まつたうせんが
ために・しかうのせつをつくし・父母は・撫育を
- 3 ほととさんがために・慈愛のおもひを・ひと
- 4 しょうせんもの歎
- 5

6 九一 親疎をろんせず・眷養せらるゝとも

(二十ウ)

- 1 がら本主の子孫を・いはいする事
- 2 右人を・たのむともがらしんあひせられれば息
- 3 のごとし・しからずんは・又即従のことき歎・こゝ
に彼ともがら・忠勤をいたさしむる時・本主其
- 4 こゝろざしを感歎するあまり・あるひは・宛文
をわたし・あるひは・讓狀をあたふるところに・
- 5
- 6

(二十一オ)

- 1 和与の物とせうじ・本主の子孫に・對論する
- 2 条・結構のをもむき・はなはだ・しかるべからず・求
媚の時は・かつは・子息の儀を存し・かつは・郎從
- 3 の礼をいたす・向背の後は・あるひは・他人のかう
をかり・あるひは敵對の思をなし・たちまちに・先
- 4
- 5
- 6 人のおんこをわすれ・本主の子孫をいはいせば

(二十一ウ)

- 1 讓をうる所領にをひては・本主の子孫につけ
- 2 つけ「ママ」じむるべし
- 3 卅一 讓狀を得て後・その子・父母に・さきだち

4 て・死去せしむるあとの事

- 5 右その子・げんぞんせしむといふとも・くひ返
- 6 さしめんに至ては・何のさまだけあらむや・

(二十一オ)

- 1 いはんや・子孫しきよの後は・たゞ父祖の意
に任すべきなり
- 2
- 3 卅一 妻妾夫のゆづりを得て・離別せられて
後・彼所領を・りや「ママ」ちするや否の事
- 4 右その妻・ぢうくわあるによつて・棄捐せら
れんにをひては・たとひ・往日の契狀ありと
- 5
- 6

(二十一ウ)

- 1 いふとも前夫の所領を・知行しがたし・又
彼妻ごうありてとがなく・あたらしきをもて
- 2 なし・ふるきをすては・讓所の所領くひ返
すにあたはず
- 3
- 4
- 5 卅二 父母所領はいぶんの時・義絶にあらず
- 6 といへども成人の子息に・讓与さる事

(二十三オ)

- 1 右そのおや・成人の子息をもちて・すいきよ
せしむるあひた・勤厚のおもひをはげまし・
- 2 勞功をつむ處に・あるひは・けいぼの讒言に
- 3 つき・あるひは・そのせうあひによつて・その
子・ぎせつせられずといへども・たちまちに
- 4
- 5
- 6 かのじよぶんにもれて・侘傺のてう・非慮の

(二十三ウ)

- 1 いたりなり・仍よつて今たつる所の・嫡ちやく子分を・さいて・
- 2 五分ごぶん一をもつて・無足むそくの兄あにに・あてたぶべき
- 3 なり・たゞし少分せうぶんたりといふとも・はからいあ
- 4 てんにをひては・嫡ちやく庶もを・ろんぜずよろしく・
- 5 せうせぎによるへし・抑おさ嫡ちやく子こたりといふとも・
- 6 させる奉公ほうこうなく・又不孝ふかうの輩ともに・をいては・

(二十四オ)

- 1 沙汰さたの・かぎりにあらず
- 2 廿三にじゅうさん 一人やうしの事
- 3 右法意はうあひのことくば・これをゆるさずといへとも・
- 4 右大將うたいしやうけ家の御時ごときよりこのかた當世たうせいに至まで・
- 5 その子なき女人にんなん等ら・しよりやうを・やうしに・
- 6 ゆつりあたふる事・不易ふえきの法ほうせうげすべ

(二十四ウ)

- 1 からず・しかのみならず・都鄙とひの例れいせんぜうこれ
 - 2 おなママし・評儀ひやうぎの處ところ・もツとも・信用しんようにたれるか
 - 3 廿四にじゅうし 夫おつとの所領しりやうをゆつりうる後家ごけ・かいかせし
 - 4 むる事
 - 5 右後家ごごけたるともがら・夫おつとの所領しりやうをゆつり得べは
 - 6 すべからく・他事たじを・なけすて・夫おつとの後世ごせいを・とぶらふ
- (二十五オ)
- 1 べき處ところに・式目しきもくを・そむく事・そのとがなきに
 - 2 あらざる歎なげ・しかるを・たちまちに・貞心ていしんを・わすれ・

- 3 改嫁かいかせしめば・うるところの領りやう地ちを・もつて・

- 4 亡夫ぼつふが子息しそくに・あてたぶべし・若もし又また子息しそく

- 5 なくんば別の御おんはからいあるべし

- 6 廿五にじゅうご 關東くわんとの御家人ごけにん・げツけいうんかくを・

(二十五ウ)

- 1 もつて・せいくんとして・所領しりやうを・ゆつるに・依よつて
- 2 くじのあし・減少げんじゆうする事
- 3 右所領うたいりやうにをひては・彼女かのむすめ女子こにゆつり・各別かくべつ
- 4 せしむといふとも・公事くわじに至いたては・その分限ぶんげんに
- 5 したがツて・はぶきあてらるへきなり・親父しんぷ
- 6 ぞんしつに・たとひ・ゆうじよのぎをなし・

(二十六オ)

- 1 あておほせずといふとも・逝去せきよの後のちは・尤ちよつとも・さい
- 2 きんせしむべし・若權威わくけんいに・つりのり・きんし
- 3 せぜんばながく件けんの所領しりやうを・じたいせらる
- 4 べき歎なげ・およそ・開東かいとうしこうの・女房にようばうたり
- 5 といふとも・殿中でんちゆうへいぎんのくじをなづむ
- 6 ことなかれ・此上こゝなをなんじうせしめば・所領しりやうを

(二十六ウ)

- 1 知行ちやくちゆうすべからず
- 2 廿六にじゅうろく 所領しりやうを子息しそくにゆつり安堵あんどうの御下文ごげんげんを
- 3 給たまはて後のちそのりやうをくい返し他たの子息しそく
- 4 にゆつりあたふる事

- 5 右父母のこゝろに任すへきよしつふさにもつて
- 6 先條にのせおはんぬよつて先判のゆつりに
(二十七才)
- 1 ついて安堵の御下文を給るといふとも其
- 2 おやこれをくい返し他の子息にゆつらむに
- 3 をひては後判のゆつりに任せて御成敗有
- 4 へし
- 5 廿七 未處分のあとの事
- 6 右かつは奉公のせんしんにしたかいかつは
(二十七ウ)
- 1 器用の・かんふをたゞし・をの／＼時宜にまかせ
- 2 て・わかちあてらるべし
- 3 廿八 虚言をかまへ・ざんそをいたす事
〔「を」ハ補入符ニヨル補入〕
- 4 右おもてを・あまなひ・ことをたくみにし・君を
- 5 かすめ・人をぞんする・たぐひ・文籍の載ところ・
- 6 そのつみ・はなはだおもし・世のため・人のため
(二十八才)
- 1 いましめずはあるべからず・所領を望まんがために・
- 2 讒言をくわてば・讒者の所領をもつて・他人に・
- 3 あてたふべし・所帯なくんば・速流にしよすべし・
- 4 又官途を・ふさがんがために・讒言をかまへは・ながく・
彼讒人を・召仕へからず
かのかんげんに
めしつかふ
- 5 廿九 本奉行を・聞て・別人について・せせうを・

- (二十八ウ)
- 1 くわたツる事
- 2 右本奉行人を・さしをいて・さらに・別人に
- 3 ついて・内と訴訟を・くわたツる間・しんしの沙汰・
- 4 ふりよにして出来らんか・よりて訴人に
- 5 をひては・しはらく裁許を・おさへらるべし・執
- 6 申人に至ては・御禁制有べし・奉行人・若
(二十九才)
- 1 くわんたいせしめ・むなしく・廿ケ日をへば・底
- 2 中にをひて・これを申べし
- 3 卅一 問注を・どくるともから・御成敗を・あひまた
- 4 ず・權門の書状を・執しんずる事
- 5 右裁許に・あつかるものは・強縁の・ちからを
- 6 よろこび・棄置せらるゝものは・權門のいを
(二十九ウ)
- 1 うれう・こゝに得理の方人は・しきりに・ふちの
- 2 芳恩とせうじ・無理のかたふどは・ひそかに憲
- 3 法の・さいだんをそねむ・政道を・けがすこと・もと、
- 4 してこれによる・しごんいごたしかに・ちやうじ
- 5 すべきなり・あるひは・奉行人につき・あるひは・底
- 6 中にをひて・これを申さしむべし

(以下、次号につづく)
(広島大学日本語史研究会)